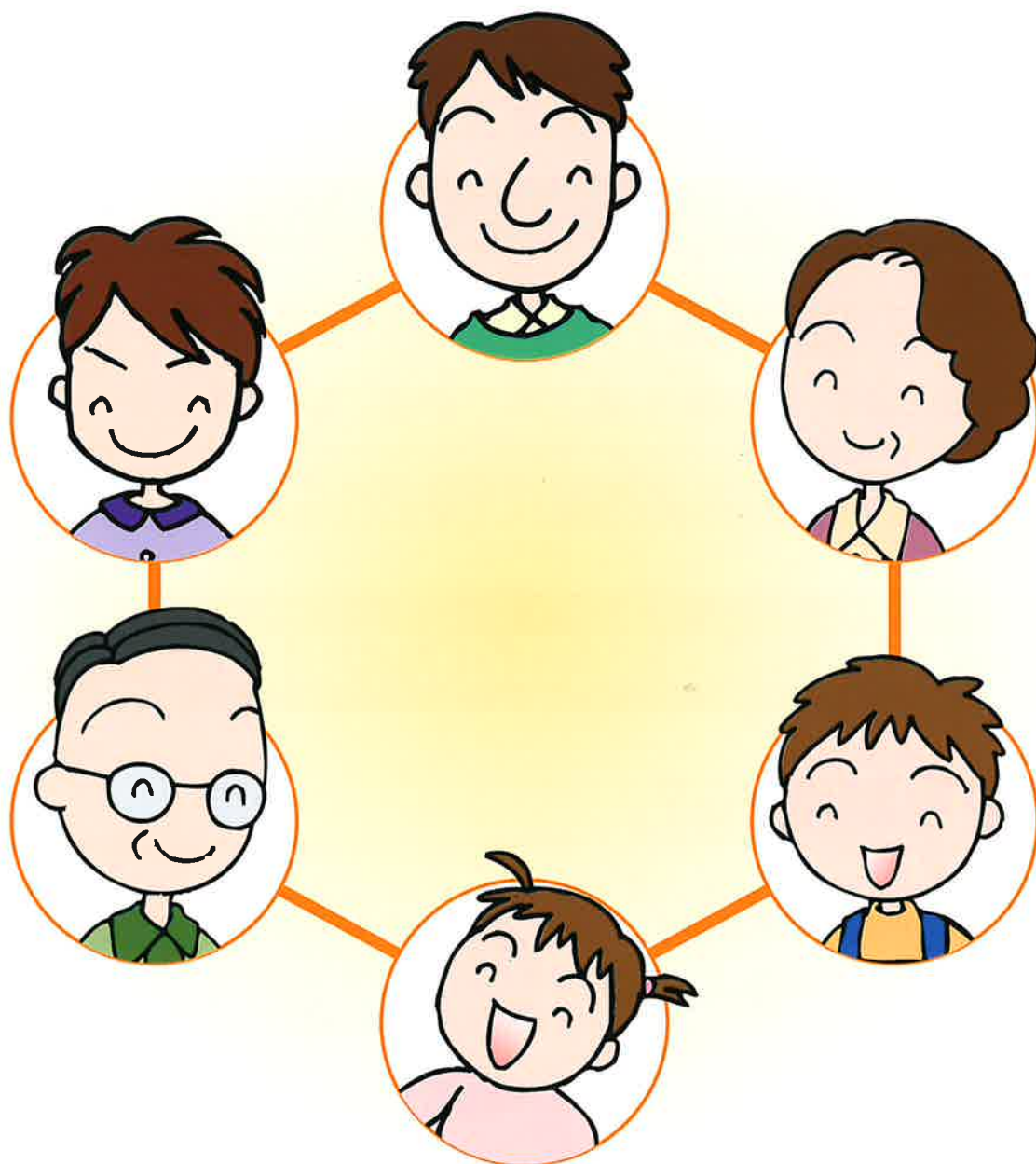


# ちいきふくしけんりょうご 地域福祉権利擁護

せいねんこうけんせいど ふくし りょうえんじょじぎょう  
成年後見制度と福祉サービス利用援助事業

はんだんのうりよく ふじゅうぶん こうれいしゃ ちてきしょう せいしんしょう かた  
判断能力が不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、  
あんしん ちいき せいかつ おく てつだ  
安心して地域で生活が送れるようお手伝いします。



しゃかいふくしほうじん わかやまけんしゃかいふくしきょうぎかい  
社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

# こま 困っていませんか？



ひとりぐ ちちおや さいきん したく  
一人暮らしの父親が最近自宅をリフォームしたが、  
その工事はデタラメなうえ、何度も多額の預金  
ひだ  
引き出されていました。

あくしつ ぎょうしゃ たま ちちおや むすこ  
悪質なリフォーム業者に騙された父親の息子

せいねんこうけんせいど  
成年後見制度



しょう むすめ おや わたし な  
障がいのある娘がいますが、親の私が亡くなった  
あと 後、ひとりで暮らしていけるか心配です。

おや な あと しんぱい ははおや  
親亡き後を心配する母親

せいねんこうけんせいど  
成年後見制度



いま み こと じぶん しょうらいにんち  
今は、身のまわりの事を自分でできますが将来認知  
しょう 症になったら、どうすればいいか不安です。

にんちしょう あと しんぱい えー  
認知症となった後を心配するAさん

にんいこうけんせいど  
任意後見制度



ちがごろ ものわす か もの い かえ みち  
近頃、物忘れがひどく、買い物に行っても帰り道が  
わ 分からなくなったり、通帳や大事な書類もなくして  
つうちょう だいじ しょうい  
しまいます。

にちじょう か もの しょうい ほかん ふあん びー  
日常の買い物や書類の保管などに不安があるBさん

ふくし りょうえんじょじぎょう  
福祉サービス利用援助事業

# 成年後見制度のご活用を!!

## 成年後見制度とは?

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

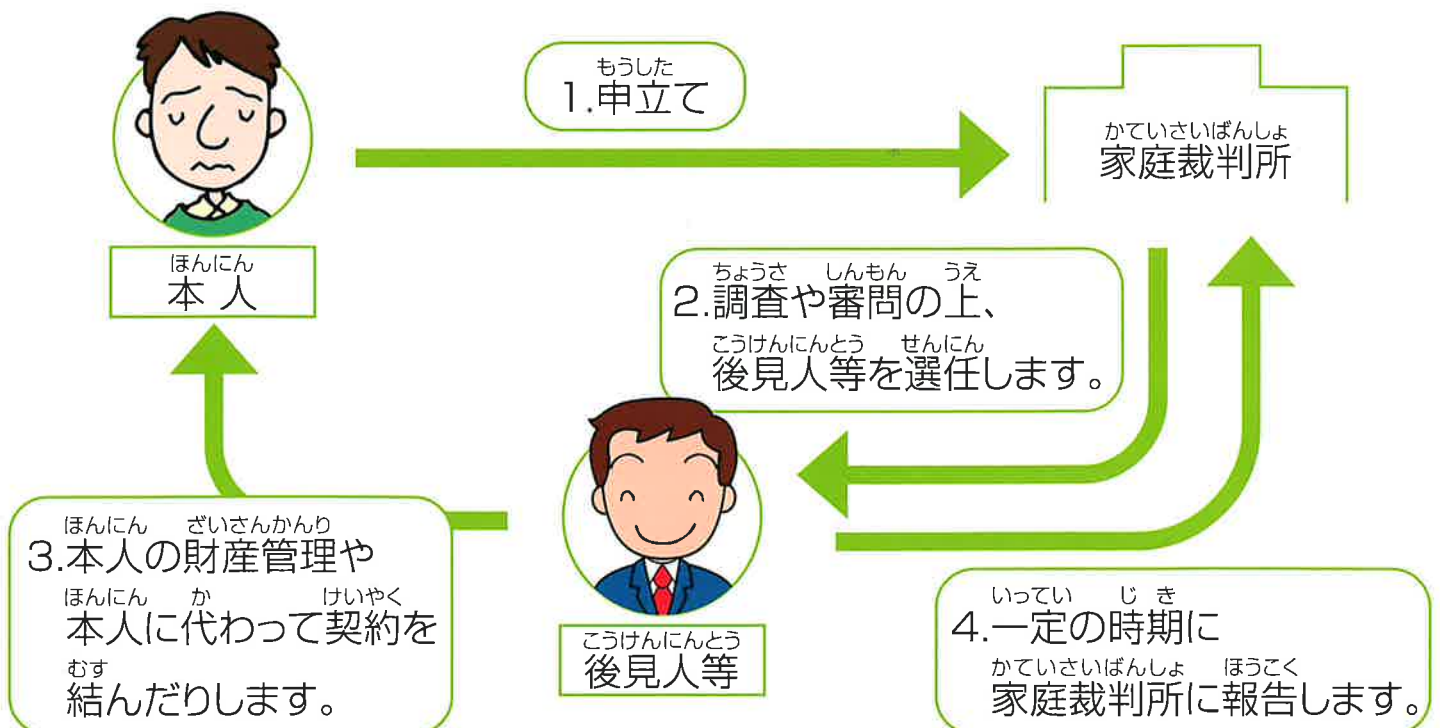
本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

- 「後見」…本人の判断能力が全くない場合
- 「保佐」…本人の判断能力が著しく不十分な場合
- 「補助」…本人の判断能力が不十分な場合

## 成年後見制度の手続きの流れ

この制度を利用するには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをする必要があります。

申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などです。



## もうした ひつよう しょうい ひよう 申立てに必要な書類と費用

もうした ひつよう しょうい ひよう おも つぎ  
申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- **申立書** (家庭裁判所で入手できます。)  
もうしたてしょ かていさいばんしょ にゅうしゅ
- **診断書** (家庭裁判所で入手できます。)  
しんだんしょ かていさいばんしょ にゅうしゅ
- **申立手数料** (1件につき800円分の収入印紙)  
もうしたててすうりょう けん えんぶん しゅうにゅういんし
- **登記手数料** (2,600円分の収入印紙)  
とうき てすうりょう えんぶん しゅうにゅういんし
- **郵便切手**  
ゆうびんきって
- **本人の戸籍謄本**  
ほんにん こせきとうほん

くわ かていさいばんしょ と あ  
詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。

### かんてい — 鑑定について —

ほんにん はんだんのうりょく ていど いがくてき じゅうぶんかくにん いし かんてい  
本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を  
おこな ばあい かんていりょう ひつよう  
行うことがあります。この場合、鑑定料が必要になります。

もうした ひつよう ひよう かんていりょう ふく げんそく もうしたてにん ふたん  
申立てに必要な費用は鑑定料を含め原則として申立人が負担することになっています。

## にんいこうけんせいど かつよう 任意後見制度のご活用を!!

### にんいこうけんせいど 任意後見制度とは?

ほんにん じゅうぶん はんだんのうりょく しょうらい はんだんのうりょく ふじゅうぶん じょうたい ばあい  
本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に  
そな みずか えら だいにん にんいこうけんしん じぶん せいかつ りょうようかんご ざいさん  
備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産  
かんり かん じ む だいにん あた けいやく にんいこうけんけいやく こうしょうにん さくせい  
管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する  
こうせいしょうしょ むす  
公正証書によって結んでおくものです。

# 福祉サービス利用援助事業とは？

## このようなとき、お手伝いします!!

- 福祉サービスを利用したいけど、どうすればいいのかわからない…
- 福祉サービスの利用料や公共料金などの支払いができない…
- 年金をすぐに使ってしまうなど、日常的なお金の管理に不安がある…
- 役所への書類の提出など、日常生活のなかで発生する色々な手続きが分かりにくい…
- 大切な書類をなくしてしまう不安がある…

## このようなお手伝い(援助)ができます。

- 福祉サービスなどについての情報提供や利用のためのお手伝い。
- 役所への書類の提出など、日常生活のいろいろな手続きのお手伝い。
- 福祉サービスの利用料や公共料金、医療費などの支払いのお手伝い。
- 通帳や証書などの大切な書類のお預かり。



## 利用料が必要です。

相談や支援計画の作成は無料ですが、生活支援員がお手伝いを始めると、利用料が必要です。

1,000円/1時間まで 1時間を超えた後、30分の延長ごとに、500円ずつ加算

※但し、生活保護受給者は無料、住民税非課税の方で預貯金350万円未満の場合は半額助成が受けられます。

書類等預かりサービス利用料……月額850円

## 安心してご利用ください。

- このサービスの利用契約を行うとき、利用者ご本人の契約能力を確かめることが難しい場合は「契約締結審査会」で審査します。
- このサービスを安心してご利用いただくために、第三者の方々に構成されている「運営適正化委員会」が設置されています。ここでは、利用者からの苦情を受付けています。

# 1. 相談

お近くの社会福祉協議会にご相談ください。



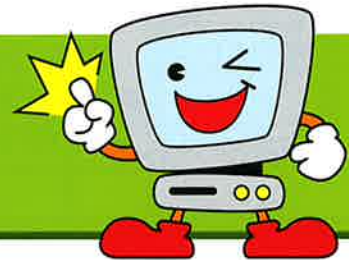
# 2. 訪問・面接

専門員が訪問して、お話を伺います。



# 3. 支援計画作成

ご本人の希望などを確かめて、  
支援計画を作成します。



# 4. 契約締結

作成した支援計画でよろしければ、  
社会福祉協議会と契約します。



# 5. 援助開始

支援計画の内容にもとづき、  
生活支援員がお手伝いをします。



## 専門員とは？

訪問・面接から契約締結まで  
を担当する市町村社会福祉  
協議会の職員です。

## 生活支援員とは？

契約を締結した後、実際にお  
手伝い(援助)をする人です。

## 利用を希望される場合は？

お近くの社会福祉協議会に  
ご相談ください。相談内容の  
秘密は厳守します。

# わかやまけんせいねんこうけんしえん 和歌山県成年後見支援センター

わかやまけんせいねんこうけんしえん  
和歌山県成年後見支援センター（ここでは「支援センター」といいます。）は、判断  
のうりよく じゅうぶん かた す ちいき あんしん せいねんこうけんせいど  
能力が十分でない方が、住みなれた地域で安心してらせるように成年後見制度  
のりよう てつだ  
の利用をお手伝いします。

## 1. 相談受付

ほんにん かぞく しえんしゃ  
ご本人はもちろん、ご家族、支援者が  
そうだん おう かんけいきかん れんけい  
らの相談に応じ、関係機関と連携し  
かいけつほうほう けんとう  
ながら解決方法を検討します。

## 2. 申立てなどの支援

せいねんこうけんせいど りよう ひつよう かた  
成年後見制度の利用を必要とする方  
もうしたてつづ えんじょ  
に、申立手続きを援助します。

## 3. 後見人の養成

しゃかいこうけん せっきよくてき かた こうけんにん  
社会貢献に積極的な方を後見人とし  
ようせい  
て養成します。

## 4. 情報発信

せいねんこうけんせいど かん じょうほう はっしん  
成年後見制度に関する情報を発信  
こうえんかい けんしゅうかい じっし  
し、講演会や、研修会を実施します。

## 5. 関係機関・団体との連携

べんごしかい せいねんこうけん  
弁護士会、成年後見センター・リーガル  
しゃかいふくししかいとう れんけい  
サポート、社会福祉士会等と連携しな  
さまさま じれい たいおう  
がら、様々な事例に対応します。

## 6. 後見事業への取り組み

しちょうそんしゃかいふくしきょうぎかい ほうじんこうけん  
市町村社会福祉協議会の法人後見  
しえん しえん ほうじんこうけん  
を支援し、支援センターでも法人後見  
じっし  
を実施します。

でんわ ふあつくす  
電話 073-435-5248 FAX 073-435-5221

ごぜん じ ごご じ ぶん うけつけ  
午前9時～午後5時30分まで受付

きゅうじつ どうようび にちようび しゅくじつ ねんまつねんし がつ にち がつ か  
休日:土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

せいねんこうけんせいど かん た そうだんまどぐち  
**成年後見制度に関する他の相談窓口**

● **和歌山家庭裁判所**

☎073-428-9951

げつようび すいようび  
 月曜日・水曜日

ごぜん じ ごご じ じ じ よやくよう  
 (午前10時、11時、午後1時、2時、3時) 予約要

● **和歌山弁護士会**

☎073-422-4580

そうだんにちじ ちよくせつ と あ  
 相談日時など、直接お問い合わせください。

● **公益社団法人成年後見センター**

わ か や ま し ぶ  
**リーガルサポート和歌山支部**

☎073-422-0568

そうだんにちじ ちよくせつ と あ  
 相談日時など、直接お問い合わせください。

● **一般社団法人和歌山県社会福祉士会**

わ か や ま  
**(ぱあとなあ和歌山)**

☎073-499-4529

そうだんにちじ ちよくせつ と あ  
 相談日時など、直接お問い合わせください。

● **日本司法支援センター和歌山地方事務所**

ほう わ か や ま  
**(法テラス和歌山)**

☎050-3383-5457

げつ きんようび ごぜん じ ごご じ  
 月～金曜日(午前9時～午後5時)

きゅうじつ ど にちしゅくじつ ねんまつねんし  
 (休日:土・日・祝日・年末年始)

● **(高齢者)各市町村の地域包括支援センター**

と あ さき かくしちやうそん  
 お問い合わせ先は、各市町村へ。

● **(障がい者)相談支援事業所**

と あ さき かくしちやうそん  
 お問い合わせ先は、各市町村へ。

ふくし りやうえんじよじぎやう かん そうだんまどぐち  
**福祉サービス利用援助事業に関する相談窓口**

● **各市町村社会福祉協議会**

と あ さき かくしちやうそんしやかいふくしきやうぎかい  
 お問い合わせ先は、各市町村社会福祉協議会へ

しやかいふくしほうじん わかやまけんしやかいふくしきやうぎかい  
**社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会**

わかやまけんちいきふくしけんりようご  
**和歌山県地域福祉権利擁護センター**

わかやまけんせいねんこうけんしえん  
**和歌山県成年後見支援センター**

わかやましてびら ちやうめ ぼん ごう  
 〒640-8545 和歌山市手平2丁目1番2号

けんみんこうりゆう わかやま あい かい  
**県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階**

TEL.073-435-5248 FAX.073-435-5221



りやう ばあい わかやま  
**バス利用の場合(和歌山バス)**

じえいあーるわかやまえきま え しんてびら けいゆ  
**JR和歌山駅前から新手平經由**  
 かいなんひざりした ゆ  
**海南日限下またはマリーナシティ行き**  
 てびらでじま げしや とほやく ふん  
**「手平出島」下車 徒歩約5分**

でんしゃりよう ばあい  
**電車利用の場合**

じえいあーるわかやまえき とほやく ふん  
**JR和歌山駅から 徒歩約20分**  
 じえいあーるみやまえき とほやく ふん  
**JR宮前駅から 徒歩約10分**